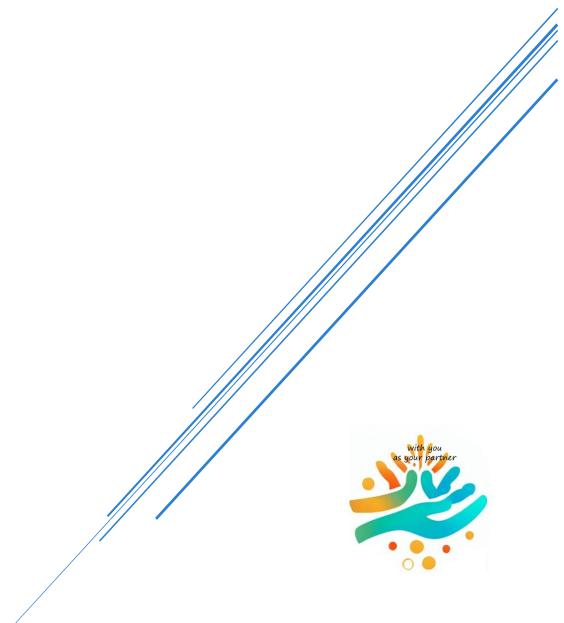
重要事項説明書



居宅介護支援事業所 アズ

1. 事業者

① 会社名:合同会社 NOBILVA

② 代表者名:原口 享

③ 設立年月日:令和1年10月1日

2. 事業所の概要

① 事業所の名称:居宅介護支援事業所アズ

② 事業所の所在地:徳島県名西郡石井町石井字石井 629-4

③ 介護保険指定番号:第3661290035号

④ 電話番号: 080-6409-3458

⑤ ファクシミリ:088-660-6091

⑥ メール: as_kyotaku@nobilva.com

⑦ 管理者:坂東朝美

3. 事業の目的

① 要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする

4. 運営の方針

- ① 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に 基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効 率的に提供されるよう配慮して行う。
- ② 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ③ 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

5. 職員の配置状況

- 管理者(主任介護支援専門員) 1名 ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるための助言・指導が行う。 利用者のケアプランの作成を行う
- 介護支援専門員(管理者と兼務可能) 1名以上 ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるための助言・指導が行う。

6. 営業日及び営業時間

① 営業日 月曜日~土曜日

② 営業時間 午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分

(但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。)

7. 通常の事業の実施地域

- ① 石井町、神山町、国府町、吉野川市(鴨島町・川島町)、阿波市、板野郡(上板町、板野町、藍住町)とする。
- ② 上記以外の地域に関しては相談に応じて対応するものとする。

8. 利用料金

- ① 要介護認定を受けられる方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。
- ② 保険料の滞納等により、法廷代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて表に記した金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(厚生大臣が定める基準により算出した、居宅介護支援ならびに支援サービス計画費の額です。)

基本支援費用							
居宅介護支援費	要介護1~2	¥	10,860	/月			
冶七月嵌入饭具 	要介護3~5	¥	14,110	/月			
加算							
初回加算			3,000	/月			
入院時情報連携加算	()	¥	2,500	/月			
	()	¥	2,000	/月			
退院・退所加算	イ(Ⅰ)	¥	4,500	/0			
	イ(Ⅱ)	¥	6,000	<u> </u>			
	□(Ⅰ)	¥	6,000	<u> </u>			
		¥	7,500	<u>/</u> □			
		¥	9,000				
通院時情報連携加算			500	/月			
緊急時等居宅カンファレンス加算			2,000	/月			
ターミナルケアマネジメント加算			4,000	/月			
特定事業所加算	()	¥	5,190	/月			
	()	¥	4,210	/月			
	()	¥	3,230	/月			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			プラス5%				

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握したうえで、 死亡日および死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行い、 当該利用者の心身の状態等を記録し、主治医および居宅サービス事業所に提供した場合に算定	ターミナルケアマネジメント加算
病院・診療所の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、 必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行う。 カンファレンスの実施日、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名、カンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること	緊急時等居宅カンファレンス加算
利用者が病院又は診療所において医師または歯科医の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、 医師または歯科医等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、 医師または歯科医等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	通院時情報連携加算
情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによる	退院・退所加算(III)
情報提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによる	退院・退所加算(Ⅱ)ロ
カンファレンス以外の方法により二回以上	退院・退所加算(॥)イ
カンファレンスにより一回	退院・退所加算(I)ロ
カンファレンス以外の方法により一回	退院・退所加算(1)イ
病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から必要な面談を行い利用者に係る必要な情報の提供を受けていること。 初回加算を算定する場合、この加算は算定できない	退院・退所加算
利用者が病院や診療所などに入院する歳、その職員に利用者の心身の状態や状況、生活環境などの情報を提供した際に算定する。提供方法は問わない。 (1):入院した日の内(入院日以前の情報を含む。入院日が営業時間以降、営業日以外の場合は翌日も含む) (Ⅱ):入院日の翌日または翌々日(入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日も含む)	入院時情報連携加算
「新規」、「要支援者が要介護認定を受けた場合」、または「要介護状態区分が2区分以上変更された場合」に、居宅サービス計画を作成し、居宅介護支援を提供すること	初回加算

含む)が	暖のサービス(インフォーマルサービス含む)が 一ビス計画を作成していること。	ごて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォー ⁻ 包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	必要に応じて、
高齢者以外の対象者への支援、	等と	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患 知識等に関する事例検討会・研修等に参加している	家族に対する介護等
等に協力または協力体制を確保していること。		っける科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」 ────────────────────────────────────	介護支援専門員実務研修における科目
合は50名)未満であること。	∥を算定している場	介護支援専門員1人あたりの利用者数が45名(居宅介護支援費	介護支援専門員1,
	適用されていないこと。	特定事業所集中減算が適用されていないこと。	
ること。	共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	他の法人が運営する居宅介護支援事業所と、共同	他の法人な
0	を紹介された場合でも、対応できること。	地域包括支援センターから支援困難事例を紹介された場	
	計画的に研修を実施していること。	介護支援専門員に対し、計画的	
		要介護3~5の者の割合が40%以上	加算を算定する月の利用者の割合
いること。	からの相談に対応できる体制を確保しているこ	24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応でき	24時間連絡位
こいること。	利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的に開催していること。	やサービス提供上の留意事項などの伝え	利用者の情報
2名以上	3名以上	3名以上	介護支援専門員
1名以上	1名以上	2名以上	主任介護支援専門員
特定事業所加算(III)	特定事業所加算(II)	特定事業所加算(1)	

- 9. サービスの利用方法
 - ① サービスの利用開始・変更・相談にあたっては、お電話・メール等でお問い合わせく ださい。
 - ② サービスの終了にあたってはご利用者様のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出下さればいつでも解約が可能である。ただし事業所の都合でサービスを終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに他の居宅介護支援事業者をご紹介させていただきます。
- 10. 各サービス利用割合等について
- ▶ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用 状況は別紙1のとおりである。
- 11. 虐待防止について
- ▶ 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ③ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 12. 個人情報の取り扱いなどについて
- ▶ 良質な介護サービスをご提供させていただくために利用者様のプライバシーに十分配慮 した上で、個人情報を適切に取り扱うことを宣言します。

【事業所内での利用】

- ① 提供する介護・医療サービス
- ② 介護・医療保険事務
- ③ 会計·経理
- ④ 介護・医療事故等の報告
- ⑤ 当該対象者への介護・医療サービスの向上
- ⑥ 実習生への協力
- ⑦ 介護・医療の質の向上を目的とした院内症例研究や研究報告
- ⑧ その他、対象者に係る管理運営業務

【事業所外への情報提供としての利用】

- (ア) 他の医療機関および居宅介護支援事業所、介護サービス事業所などへの情報提供
- (イ)他の医療機関等および居宅介護支援事業所、介護サービス事業所からの照会への 回答
- (ウ) 対象者の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (エ)ご家族等への病状説明
- (オ) 保険事務の委託
- (カ)審査支払機関へのレセプトの提供
- (キ)審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (ク) 介護・医療の質の向上を目的とした研修および学会発表
- (ケ) その他、対象者への介護・医療保険事務に関する利用
- (コ) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (サ) 外部監査機関への情報提供

13. 衛生管理等および感染症蔓延時の対応について

- ① 当該職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 感染症の蔓延による対策・対応などについては利用者へ口頭ないしは紙面にてお知らせします。
- ③ 感染症発生時における事業継続計画に基づき、感染予防についての研修およびシミュレーションを定期的に行うことで、日頃からの対応を強化していきます。

14. 苦情の受付について

- ▶ 居宅介護支援に対する相談、要望、苦情等は、介護支援専門員か下記窓口までお申し出下さい。
 - *事業所以外に、表に記した相談窓口に苦情を伝えることもできます。

市町村名	窓口区分	住所	電話番号
	訪問看護ステーションアズ	石井町石井字石井629-4	088-660-6089
	国民健康保険団体連合会	川内町平石若松78-1	088-665-7205
	徳島県社会福祉協議会	中昭和町1-2	088-654-4461
石井町	長寿社会課	石井町高川原字高川原121-1	088-674-6111
	西部地域包括支援センター	石井町浦庄字上浦157-11	088-675-3722
	東部地域包括支援センター	石井町石井字城の内563	088-674-7265
徳島市・	徳島市高齢介護課	徳島市幸町2丁目5	088-621-5585
	地域包括支援センター	徳島市幸町3丁目77	088-624-7775
吉野川市・	長寿いきがい課	鴨島町鴨島115-1	0883-22-2264
	地域包括支援センター	鴨島町鴨島252-1	0883-22-2744
阿波市	介護保険課	市場町切幡字古田201-1	0883-36-6814
	地域包括支援センター	市場町切幡字古田201-1	0883-36-6543
神山町	健康福祉課 介護保険係	神山町神領字本野間100	088-676-1114
	地域包括支援センター	神山町神領字本野間100	088-676-1185
上板町	福祉保健部	上板町七條字経塚42	088-694-6810
	地域包括支援センター	上板町西分字橋西1-11	088-694-5597
板野町 -	福祉保健課	板野町吹田字町南22-2	088-672-5986
	地域包括支援センター	板野町吹田字町南22-2	088-672-1026
藍住町	健康福祉課 介護保険室	藍住町奥野字矢上前32-1	088-637-3132
	地域包括支援センター	藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3175
北島町・	健康保険課	北島町中村字上地23-1	088-698-9805
	地域包括支援センター	北島町中村上地23-1	088-698-9851

上記の契約を証するため、利用者、事業者が署名の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 居宅介護支援事業所アズ

<住 所> 徳島県名西郡石井町石井字石井 629-4

<管理者 > 坂東朝美

利用者

<住 所>

<氏 名>

代理人

<住 所>

<氏 名> (続柄)